

青梅市補助金等の見直しに関する指針

1 目的

この指針は、補助金等の見直しに関して必要な事項を定め、補助金等の意義、役割、必要性等を精査し、見直すことにより、補助金等の効果的・効率的な活用および整理合理化の推進を図ることを目的とする。

2 定義

この指針において、「補助金等」とは、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）およびその他の個別の条例、要綱等で定めた補助金、負担金、利子補給金その他の給付金で相当の反対給付を受けないものをいう。また、「見直しの方向性」とは、廃止、停止、縮小、終期の設定および拡充をいう。

3 見直しにかかる判断項目、判断基準および方向性

補助金等の見直しは、法令等により交付が義務付けられているものを除き、次に掲げる判断項目および判断基準により、見直しの方向性を決定するものとする。

判断項目	判断基準	判断基準に不適合の場合の見直しの方向性
(1)公平であること。	ア より多くの団体等に参入の機会を与えている。	補助金等の規模を縮小する。
	イ 補助金等の交付について市民の理解が得られている。	時限を決めて廃止する。
(2)適正であること。	ア 補助金等の交付額には、適正な限度額または補助率を設けている。	限度額または補助率を設け、または変更する。
	イ 補助対象経費は、公益的な活動に真に必要な経費であり、かつ、効率的に使用されている。	真に必要な経費の範囲内に縮小する。
	ウ 補助金等を上回る翌年度繰越金が継続して生じていない。	一定の期間は縮小または停止する。

	エ 補助金等に終期が定められている。	新たに終期を定める。
(3) 行政効果があること。	ア 青梅市総合長期計画等に掲げる市の施策方針と合致する活動である。	廃止する。
	イ 活動の目的、視点、内容等が、現在の経済・社会情勢に適しており、課題にタイムリーに対応するものである。	社会情勢に適したものとするように補助金等の内容を改善し、縮小または拡充する。
	ウ 補助金等の交付が補助金等の交付の対象となる事務または事業の目的達成に適している。	廃止する。
	エ 類似する補助金等が他にない。	類似する補助金等を整理統合し廃止する。

4 見直しの方法

補助金等の見直しは、担当課による自己評価および行財政改革推進本部による判断を経て行うものとする。ただし、前年度で終了した補助事業等については、除くものとする。

5 情報提供

この指針による補助金等の見直し結果については、市ホームページへの掲載等により、市民等に情報提供するものとする。

6 実施期日

この指針は、平成24年10月16日から実施する。